

第7回宝塚市パブリック・コメント審議会議事概要（要旨）

- 1 開催日 平成19年1月15日（月）午前10時～11時10分
- 2 開催場所 宝塚市役所3-3会議室
- 3 出席者 委員8名、事務局職員4人
- 4 議事内容（概要要旨）

1 議事

（1）平成17年度パブリック・コメント手続の実施及び運用状況の評価について（諮問）の答申案について

それでは第7回宝塚市パブリック・コメント審議会を開催させていただきます。

今日で18年度の審議会は最終回の予定ということですが、長い間の御審議、本当にありがとうございました。

いよいよ答申の最終原案をきょうで固めていただけるということになりますので、よろしく御審議、御検討のほどお願いします。

それでは、議事に入らせていただきます。

今日は、議事として2つありまして、平成17年度パブリック・コメント手続の実施及び運用状況の評価について、諮問をいただいた、諮問についていよいよ答申が、前回の審議等も踏まえて、固まってきました。その答申案についてを最初の議題といたします。

これについては、お手元に答申案が3枚ありますので、これにつきまして事務局から説明いただいて、審議したいと思います。

それでは、御説明申し上げます。

- 平成17年度パブリック・コメント手続の実施及び運用状況の評価について（答申案）です。最初に目次ということで、まず、はじめにということを一ページに書いています。それから、2ページには、宝塚市のパブリック・コメントの現状と課題。次、3ページに今後の方向性、それから4ページにまとめと、こういう形で答申案をつくらせていただいています。
- 1ページですが、はじめにということで、ここでは、導入部分ということで、パブリック・コメントの条例の目的を書かせていただいています。説明責任を果たすことによって市民にわかりやすい市政運営を推進することを目的としていますと書いた内容のことを書いています。

また、パブリック・コメント手続によって市民から提出された意見等の採否及び理由等を公表することにより、市民との信頼関係を醸成し、まちづくりに対する関心がより一層高まることを期待するものですといった内容のことを書かせていただいています。そして最後、宝塚市においては、答申内容を十分踏まえ今後実施されるパブリック・コメントに生かされるとともに、地方分権の進展の中で、

個性豊かな地域社会を育んでいくため、今後とも市民と行政とが力を合わせて、これまで以上に協働のまちづくりに取り組まれることを切に願うものでありますということを書かせていただいています。

- 2ページですけれども、パブリック・コメント手続の実施及び運用状況の評価ということで、総枠を書いています。

平成17年度に実施されたパブリック・コメントについては、制度実施の初年度ということで、個別項目では、若干、現状と課題がありますというようなことを書かせていただいています。最後、終わり部分から、17年度のパブリック・コメントの9件については、審議会で評価した結果、総合評価としては、おおむね適正であります。今後、パブリック・コメントの運用については、さらなる充実が必要でありますといった形で評価をさせていただいています。

- 1点目ですけれども、説明内容について、文章の羅列でわかりにくい、それから具体的にどうなるかといったこと、これもわかりにくいです。あと、資料とか、図表等が少なく、理解しにくいということで、市民の意見を募るような工夫が必要でありますと書いています。
- 2点目ですけれども、パブリック・コメントについて、ただ単にプロセスを踏めばよいというのではなくて、必要に応じて関係団体への資料配付をしたり、説明の機会を設けるといった部分も必要ですと書いています。
- 3点目ですけれども、情報保障です。これは、視覚障がい者、聴覚障がい者、あるいは在住外国人の方、こういった方々にどういった配慮がされるのか、情報保障についての配慮が必要ですよということを書いています。
- 4点目ですけれども、審議会、地元協議等いろいろなプロセスを経た場合に、どの段階でパブリック・コメントを実施するのか明確にする必要がありますと書いています。
- 5点目ですけれども、意見が出なかった場合は、即市民の合意ととるのではなくて、意見が出ない理由の分析等、内部での検討を行っていく必要がありますと、書いています。

なおこの答申案については、前回等、審議会で議論いただきました内容、御意見をまとめさせていただいたものです。

3ページですけれども、今後の方向性について書いています。情報共有・市民参加という項目で、5点目まで書いています。

- 1点目ですけれども、案の公表等に当たっては、案だけでは十分理解できない場合があるので、関係資料や関係情報をあわせて提供する工夫をしてください。それから、計画案等が相当数のページになる場合については、概要版の作成等を行い、市民にとってわかりやすい計画案の作成、公表に努める必要があることを

書いています。

- 2点目ですけれども、資料の配付場所については、一定、決められた場所がありますけれども、パブリック・コメントの内容に応じて、必要と考える場所での配付、そして説明会の開催等、幅広い市民からの意見募集に努める必要があることを書いています。
- 3点目ですけれども、市の将来に大きな影響を与えるような重要な案件については、パブリック・コメント以外にも、ワークショップであるとか、タウンミーティング等、いろいろなものの手続を組み合わせ、より多くの市民が検討過程に参加できるよう努めていただきたいことを書いています。
- 4点目ですけれども、障がいを持っている方等、自力でパブリック・コメントができない方への対応等については、整備する必要があることを書いています。
- 5点目ですけれども、パブリック・コメントの実施時期については、政策・計画等に十分反映できるように、余裕を持って適切な時期に実施していただく必要があることを書いています。
- 6点目ですけれども、意見の検討を終えたときに、市の考え方を公表していますが、これは市民への説明責任を果たすとともに、情報の共有を図ることが重要であるということで、意見を提出した市民の意欲や努力にこたえるという意味からも、より適切・丁寧な回答に努める必要があることを書いています。
- 7点目4ページですけれども、意見に対する市の考え方を公表する際は、市民にとってわかりやすさに配慮したものに努める必要があることを書いています。
- 8点目ですけれども、各実施機関でも自己評価を行って、パブリック・コメントの成果及び課題について整理をしていただくこと。当審議会でも評価を行いますけれども、それぞれの各実施機関でも自己評価をしていただきたいことを書いています。
- (3)まとめということでは、上から4行目あたりに、パブリック・コメントの制度が条例に基づいた、形式的に市民や団体の意見を聞くと、こういうものであってはならないですよということをちょっと書かせていただいておりますのと、それと情報共有という点では、まだまだ課題もありますねというのを少し書かせていただいています。

それから、パブリック・コメント適用除外の案件については、審議会の中で、御議論していただく時間なかったわけですが、適用除外の案件についても、その妥当性について検証が必要であるとのことを書いています。

また、審議会としましては、このパブリック・コメントの評価をするのは、実施機関に注意を喚起することにより、今始まったばかりのパブリック・コメントが順次改善され、整備され、今後の協働のまちづくりに大きく貢献することを期待しているからですといったことを書かせていただいています。

- 答申の出し方ですが、原案と、パブリック・コメント評価指標、パブリック・コメント全体評価結果集約表、及び委員名簿と、これまでの審議経過の合計4枚があと、補足資料としてつくことになるということです。

今、御説明いただきました上で、それぞれお気づきの点、またここらあたりどうかということ、御意見がありましたら、賜りたく存じますが、いかがでしょうか。

- 障がい者の支援をしていますので、2ページ目の③番の文章、例えば視覚障がい者、聴覚障がい者の方に対するパブリック・コメントをどう取り上げるのかということは、これ文章として少しおかしいのではないのでしょうか。結局、ここで言いたいことは、障がいを持っている方々に対する計画案とか、事案の内容説明の情報保障がきちっと行われるべきであるということだと思いのです。ですから、この文章というのは、視覚障がい者、聴覚障がい者の方に対するパブリック・コメントをどう取り上げるのかと、少し文章的に変ではないかと思ひます。

どのように直させていただいたらよろしいでしょうか。

- 視覚障がい者、聴覚障がい者の方等が、計画事案や資料等を理解できるようにきちっと情報保障を行うべきであるとかといった表現にすれば良いのではないかと思ひています。
- パブリック・コメントをどう取り上げるかではなくて、情報保障をどう行うかだと思ひのです。
- 視覚障がい者、聴覚障がい者へのパブリック・コメントにおける情報保障をより細やかに整備する必要があるのではないのでしょうかとすれば良いのではないのでしょうか。
- だから、現状はそれが十分行われてないということだと思ひのです。課題ですから、現状が不十分であると。ですから、聴覚障がい、視覚障がい等障がい者の方に対して、計画事案や資料の説明における情報保障が十分に行われていないと思われるので、今後適切な配慮が必要であると。外国人の方に対しても同じだろうと思ひののですが、ここに日本語がわからないというような表現というのは、あまり良くないのではないかと思ひのです。
- 障がい者だけでなく、同様の視点から在住外国人をどう考えるかという配慮と制度整備が必要になると思ひますぐらいにしといたらよいのではないかと思ひます。
- それと関連して、3ページ目のところの④番の文章、自力でパブリック・コメントができないというわけではないと思ひのです。障がいのある方というのは、自力でパブリック・コメントはできるのですけれども、その手段をどのように保

障るかということなので、自力でパブリック・コメントができないというのは、すごくまずいと思うのです。ですから、障がいを持っている方や在日外国人が適切にパブリック・コメントを行えるような手段を講じる必要があるというような表現にさせていただいてもいいかと思えます。

- また自力ではなくて、パブリック・コメントに十分参加できるような対応をとる必要があるといった表現にさせていただいてもいいかと思えます。
- だから、3ページの④は、障がいを持っている方、持っているというのはちょっと言わないので、障がいのある方、及び在住外国人、並列して、今言ったようにパブリック・コメントに参画できる方法を整備するよう努める必要がありますにした方がすっきりすると考えます。
- この制度ができて2年近くなりますが、全市民に対して、この制度があるということ自身が浸透しているのかどうか、少し気になるところです。
- 今のパブリック・コメントについては、議案については、サービスセンター・サービスステーション・市役所の中とかに置いていると思えます。それ以外にはどういうところへおいているのか。
- いろいろなパブリック・コメントの案件の内容によりまして、担当課の考え方により例えば、公民館、図書館、男女共同参画センターとか、そういったところにも必要に応じて徐々に置くようにしているようです。
- 議案を置いているということよりも、パブリック・コメント制度そのものについてを市のニュースに、皆様が注目して見て、反応しようという気があるかどうかだと考えています。
- パブリック・コメントをしていると言っても、パブリック・コメントそのものの意味が理解されていないように思われます。直訳しても、それは意見を述べる場なのか、市の方から出された意見を聞くものなのか、自分たちが意見を言うものなのか、それ自体も、この言葉だけであれば、一般の人であつたらわからないと考えます。
- 例えば、ごみ収集の改正があると、役所から自治会の会合などに出て行き説明すると思うのです。今回、それが何もないと思うのです。ですから意外と周りの人に聞いても何も知らないのです。
- 答申案の2ページの①②③④⑤の流れの中で言ったら、④と⑤の間ぐらいに、より多角的な啓発をもっと強力に努力して進めていく必要があるぐらいは入れておいた方がいいと考えます。
- パブリック・コメントと言われてもわからないのです。最初、わからなくて、いろいろ調べて、やっとわかったのですけれども、広報紙にでも大きく載せてもらって、宝塚市はこうしています、パブリック・コメントといったらこういうものですよというような説明を、広報に何回か載せていけば、皆さん納得していく。

意見を言えるような人はたくさんいると思うのです。

- 今出ています意見の半分以上は、審議会の答申原案をどう変えるのかということに影響はあまりないので、どちらかと言えば市民がパブリック・コメントと言ったらこういうことですよということが定着するように、わかりやすい広報をもっと強化して、継続的に広報努力してもらいたいということだと考えます。
- 以上、意見、総まとめとして、④と⑤の間に啓発・広報を引き続き努力していく必要があるということをし、強めに入れた方がいいと考えます。
- 総論ですので、パブリック・コメントという概念、周知徹底であるということ、後それで今日的広報もやっていくということが一番初めの①に入れた方がいいと思います。そして後はそのままよいと考えます。
- わかりました。啓発・周知ということで、トップに入れましょう。
- 審議会の提案として、さまざまに訳されているがとか入れながら、例えば意見公募手続とか、あるいは行政と市民との間の意見交換制度とか、そのようにして、少しイメージを明確にしたらどうかと考えています。

確認をさせていただきますが、2ページ一番上の総論の部分で、2行目に、平成17年度に実施されたパブリック・コメント制度は、制度実施の初年度でありと、あるその後ろぐらいにパブリック・コメント制度の周知・啓発の必要がありますと。その修飾として、さまざまな用語がありますがという、そういう言葉を加えさせていただくということによろしいでしょうか。

- それで結構です。個別提案よりも、その場所が一番いいと思います。そうすると、今後の方向性にも、反映できるのではないかと思います。では今後の方向性の十分配慮しながらの前に、啓発に注力するとともにとか、を入れたほうが良いと考えます。

今後の方向性の総論のところ、それに対応した文をいれさせていただきます。

- この答申案はどのように市民に対して発表されるんですか。

このパブリック・コメント制度そのものをホームページに掲載し、また審議会の内容についても、ホームページで公表することになっています。まだ十分ではありませんけれども、その中で、答申いただいたことを発表する予定です。

- 総論の一番初め2ページ一番上の文章ですけれども、今、啓発が入って、極めていい形になったなと思います。その後、平成17年度実施のパブリック・コメント9件についてですが、総合評価はおおむね適切でありましたということが先に来て、しかし個別項目で次のような現状と課題があると、いったようにした方がおさまりがいいのではないかなというように思っていますが、いかがでしょ

うか。

- 2ページ6行分の文章の順番を少し入れかえることについてですが、例えば、平成17年度に実施されたパブリック・コメントは、制度実施の初年度であり、9件であり、それについての市民意見の提出数も総体的に少なかったが、これは初年度であり、やむを得ないのかもしれないということを入れるということと、なお、その総合評価はおおむね適切であるが、なおその手続による運用状況を本審議会で評価した結果が、下記のような課題が見受けられるというふうに変えていただきたい。
- 制度そのものが浸透していないという、おそれがありというのをそこに入れた方がいいと考えます。
- 3ページの③番、これは大事なことだと思いますが、パブリック・コメントの答申をしているわけですから、削除した方がいいと考えます。
- むしろ反対の意見になるかもしれないと思うのです。例えば、パブリック・コメントを生かすためにも、ワークショップやタウンミーティング、アンケート等と組み合わせると、するのが良いのではないかと考えます。
- パブリック・コメントさえすれば良いというのではないだろうと。パブリック・コメントの件数をもっとふやそうと思ったら、ワークショップとか、タウンミーティングとか、そのようなものと併用しないと出ないだろうと思うのです。
- 今、御審議いただきました御意見をすべてまとめて、後日整理、加筆して、修正してまいります。その修正してまいります答申案について、一たん御了承いただきたいと思います。最初の原案については、会長と会長職務代理と事務局とにおゆだねいただくということで御了解いただけますでしょうか。
- 了承

(2) 今後のスケジュールについて

それでは、事務局より今後のスケジュールを御説明いただけますでしょうか。

- 本日の審議内容については、本日終了後、審議内容を事務局の方で整理をいたしまして、その内容を正副会長さんと協議しながら加筆・修正をしてまいります。加筆・修正後の答申内容については、確認及び意見、もしあれば意見聴取を含めて、各委員さんあてに答申を御自宅の方に送付をさせていただきます。それをもって、また何かありましたらということで、会長、会長職務代理者さんと答申の最終調整をやらせていただきたい。これを、若干お時間をいただく中で、最終的には3月20日以降で会長及び会長職務代理から市長への答申を提出していただき、あわせて最終的に同じものを各委員さん方の方に送付させていただくことを考えています。

以上が今後のスケジュールということでございますので、よろしく願いをいたします。

- 確認ですが、本年度最後の審議会ということですので、この答申の原案を御了承いただいて、あと修正等については、会長、職務代理者に御一任いただくという手続を、今御説明申し上げた日程でさせていただきたいということで、よろしく願いいたします。

(3) 平成18年度パブリック・コメントの実施状況について

18年度のパブリック・コメントの実施状況について御説明いただきたいと思います。6件ほど書いていますが18年度の実施状況です。前回、第6回、18年10月23日に開催をさせていただいた以降の分について御説明申し上げます。

- 下から3つ目です。「(仮称)宝塚市子ども条例素案への意見募集について」ということで、これは18年11月1日から11月30日にかけて意見募集を行っています。子ども条例の内容ですけれども、平成17年3月に次世代育成支援行動計画を策定しておりまして、諸施策を展開しておりますけれども、その上位に位置する総合的指針として、基本理念や市民及び事業者の役割等を明確にした子ども条例を制定しようとするものです。これにより、子ども施策の基本理念を条例で定め、その理念を具体化するための行動計画とする体制が整備され、総合的・長期的取り組みが可能となるものです。この案件については、大人が23人、件数66件、子どもが1,023人、件数で1,621件、これは公立の小学校の5年生、それから中学2年生、この子どもたち自身にも意見募集をしたということです。
- 2つ目の「平成19年度宝塚市上下水道局水質検査計画案への意見募集」ということで、これは18年12月1日から19年1月9日にかけて意見募集を行っています。提出件数、人数等が、作業中となっておりますが、申しわけございません、調べましたら、1人の1件となっております。

この計画案の内容ですが、水質基準に適合し、安全であることを確認するために行う水質検査について、どのような項目をどれぐらいの頻度で行うかなど、平成19年度の水質検査計画の策定を行うものでございます。
- 3つ目の(仮称)第2次人権及び人権基本方針(案)への意見募集ということで、これは平成18年12月11日から19年1月10日にかけて意見募集を行っています。意見提出人数と件数、作業中となっておりますが、3人の9件出しています。この内容ですけれども、平成14年12月策定の宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針について、社会情勢の変化や宝塚市の人権に関する現況を把握し、国、県の人権に関する方針及び第4次総合計画後期基本計画、平成18年度から始まっていますが、これを踏まえながら、これからの宝塚市の人権に関する行動計画の指針となる基本方針を改定しようとするものです。

以上です。

今の御報告につきまして、何か御質問、御意見ございましたら賜りたいと存じます。

- 子ども条例についてですが、これは大人の見ると、それから子どもの見る平仮名で書いた条例がありまして、これは子どもにとってわかりやすく良い中味であると思いました。また、子どもの中で話題になったり、勉強になったりするうえでも良いことだと思うのです。
- 担当課も子どもに関する条例ということで、子ども自身の意見も聞きたいということで、子ども用の条例を別途つくっています。
- この1,023人意見出した子どもたちは一生忘れないと思います。自分たちのまちにはこんな条例があるのだということを絶対に明確に意識すると思うのです。この人たちは、将来の有力な市民ですので。こういうことは施策としてはいいと思います。
- 意見公募というのは、片一方の真実は言っているのですけれども、パブリックということの意味は、社会化とか、公開化という意味もありますので、行政が考えていることを世に明らかにするというのがパブリックであり、市民が広く意見を言って参加するのもパブリックなのです。だから、市民側がせめていくパブリックと、行政側がせめるパブリックの2つが出会う場が、そのコメントの現場なのであると、このように考えると、出た意見に対しては、やはり返事を返さないといけないわけです。そういう2つの意味のパブリックが側面としてあるのではないかと考えるのです。だから、出会いと対話の場でもあるとも考えるのです。